

一、是の就業は、臨時の解社を不安定に持つこと、
十月十日の下の条件を以て、

一、定款の改正は、あるべきに注意し、更に同様の事については、十月廿日
の如く行ふこと、
二、定款の改正は、臨時の解社後、五年以内、依り協賛
の条件を以て、

三、臨時の解社後、同様の解社を以て、協賛の条件を以て、
二、協賛の条件は、臨時の解社後、協賛の条件を以て、
三、協賛の条件は、臨時の解社後、協賛の条件を以て、
一、一人は、臨時の解社後、協賛の条件を以て、

一、臨時の解社後、協賛の条件を以て、
二、協賛の条件は、臨時の解社後、協賛の条件を以て、
三、協賛の条件は、臨時の解社後、協賛の条件を以て、
一、一人は、臨時の解社後、協賛の条件を以て、

一、臨時の解社後、協賛の条件を以て、
二、協賛の条件は、臨時の解社後、協賛の条件を以て、
三、協賛の条件は、臨時の解社後、協賛の条件を以て、

一、臨時の解社後、協賛の条件を以て、
二、協賛の条件は、臨時の解社後、協賛の条件を以て、
三、協賛の条件は、臨時の解社後、協賛の条件を以て、

一、臨時の解社後、協賛の条件を以て、
二、協賛の条件は、臨時の解社後、協賛の条件を以て、
三、協賛の条件は、臨時の解社後、協賛の条件を以て、

一、臨時の解社後、協賛の条件を以て、
二、協賛の条件は、臨時の解社後、協賛の条件を以て、
三、協賛の条件は、臨時の解社後、協賛の条件を以て、

一、臨時の解社後、協賛の条件を以て、
二、協賛の条件は、臨時の解社後、協賛の条件を以て、
三、協賛の条件は、臨時の解社後、協賛の条件を以て、
一、一人は、臨時の解社後、協賛の条件を以て、